

鳥取縣公報

監 查 公 告

◇監查公告第三十一号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十三年度及二十四年度農林部の定期監查を執行しその結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年三月二十九日

| | |
|---------|-------------|
| 鳥取縣監查委員 | 岸 本 政 嘉 |
| 同 | 保 本 德 太 郎 |
| 同 | 柳 谷 保 一 |
| 同 | 倉 繁 良 逸 |
| 監查執行部課名 | 執 行 年 月 日 |
| 農林部畜産課 | 昭和二十五年一月十二日 |
| 同 蚕糸課 | 同 年一月十二日 |
| 同 農務課 | 同 年一月十六日 |

昭和二十五年三月二十九日
号 外 水 曜 日

本書ノ大キサハ國定規程A五列

| | | | |
|-------|-----|---------------|--------|
| 同 | 食糧課 | 同 | 年一月十六日 |
| 同 | 林務課 | 同 | 年一月十七日 |
| 同 | 水産課 | 同 | 年一月十七日 |
| 畜 産 課 | | 昭和二十五年一月十二日監查 | |

監查委員 保 本 德 太 郎

一、事務の執行状況

(1) 本縣の畜産業は夙に殷盛を極め中国地方隨一全國屈指の畜産縣であるが戰時中激減していた大小家畜類も終戰後当局の努力と関係者の協力により飛躍的生産を見現在本縣の飼育状況は平均戰前の七〇%家畜によつては一〇〇%迄に復興に漕ぎつけ得たことは同慶に堪えない、今これを現在と比較すると次の通りである。

戦前戦後の縣下家畜飼養頭羽数

| | | | | | | | | | |
|----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 年次 | 和牛 | 乳牛 | 馬 | 豚 | 山羊 | 綿羊 | 兔 | 鶏 | 計 |
| 一八 | 四、三六六 | 六七〇 | 二、四三三 | 一、四七〇 | 八〇三 | 九五〇 | 三、四三三 | 一、七、五八〇 | 二七〇、六九六 |
| 二四 | 四、四〇九 | 九四二 | 二、八三三 | 四、四四九 | 一、九六六 | 一、八八九 | 三、六三三 | 一、二六七七 | 一九、九七七 |
| 比率 | 〇、六 | 〇、二 | 〇、六 | 〇、三 | 二、四 | 一、九 | 〇、三 | 〇、六 | 〇、七 |

労力の過剰輸入杜絶に起因する需要度の増加、過度の頭数減少に伴う價格の反動、自給肥料の爲めの飼育熱が盛んとなつた爲め或いは徹廢等種々の條件が累積して畜産好景氣を呼び最頂天に達したがそれが反轉して現在では急激に衰落を見つゝあるので畜産業者は狼狽し中には廢業するものさへ続出するに到り延いては一般農家に悪影響を与えている状態の様である。しかしてこの傾向は從來の投機的飼育が原因した全国的の兆候なのであるから有畜管農を左右するものでなく漸次安定するものとして本縣畜産界に大なる悪影響を及ぼすものでないとの見方のようである。

(2) 有畜管農力利用奨励の見地より無畜農家解消に

力を入れ昭和二十一年度限り国が打切つた国有農用役牛貸付事業を繼承し現在迄に一般農家及開拓入植者等無畜農家へ貸付牛は八百余頭に達し現在引続き繼續し好成績を収めつゝあることは結構である。
 (註) 本縣農家総数約五萬八千戸中無畜農家約二万三千戸(約四割)
 (3) 本縣和牛は因伯牛を以つてその名を知られ又縣下普遍的に生産され、その総数四八、四〇九頭飼育戸数三三、八二〇戸で平均農家百戸当り七六頭の飼育状況であるが今後蕃殖基礎牛の増殖と蕃殖障害除去人工授精の普及徹底、登録事業の普及と蔓牛造成組合の助長等を図ることによつて一〇〇%の増殖飼育に格段の努力を希むものである。

(註) 二十三年度中生産頭数一九、八〇六頭同生産債総金額約六億八千万円

(4) 本縣の酪農は近年一部盛んになりつゝあるも尙現在迄に於いては指導奨励の徹底を欠いてゐる傾向にあるのでこれが所要経費相当額を考慮して今後酪農指導技術、施設の向上と完備を期すると共に推進團體の育成助長を図り酪農普及奨励を図る必要を認む。

(5) 現在本縣の中小家畜家禽は前記の如く相当数蕃殖飼育され現在値下りの爲め停頓状態の様であるが、しかし農業経営上中小家畜飼育は密接不離にあり、即ち農家経済と營養保健上不可欠のものであるは論を要しないところである。今後優良種の増産に努力し堅実なる飼育形態に基く農家経営の一助と爲さしめる様指導奨励を希望して已まなす。

(6) 浜村町にある種畜場附属畜産加工所は漸次施設は完備され利用者も激増しつゝあるが技術指導員が少いのと機械設備の不十分な点もあつて能率が挙つていない様である又委託加工の方法或いは受託受渡等

についても考究の余地が認められるので工夫研究の要があるものと認む。

(7) 中小家畜家禽或いはその生産加工品等の販路擴張販売斡旋を図ると共に畜産物關係の経済市況等を連絡速報して縣内畜産の活潑なる伸展を促す爲め阪神方面へ商務吏員を駐在せしめることは是非必要と思ふ。これは当課としても懸案としてゐる様であるがその活動に依り得る所が尠くないものと考えられるので実現せしむべきものと認む。

(8) 農業共済組合の家畜保険とタイアップして縣下六ヶ所に家畜衛生保健所を設置し建物は各郡畜産協同組合の一部建物を利用職員一名にて家畜衛生保健に當つてゐるも現在の儘では充分とは謂えないので今後これを充實強化して家畜防疫の万全を期する様考慮すべきものと認む。

(5) 昨春開催の縣管米子競馬の精算が今日に到るも結末をつけられず加えて欠損と見らるべき二十四万余円も未決裁の儘になつてゐるのは整理の怠慢と謂わ

なければならぬ急速に処理結束をつけるべきである。

(10) 事務の処理は余り良好とは認め難い。特に左記の事項につき今後注意を要す。

(イ) 庶務経理関係書類は一係員の手持ちとし関係者上司へ回覧してないものが多いので今後処理の上回覧する要を認む。

(ロ) 給与或いは会計例規は別冊として索引を附して編綴する要を認む。

(ハ) 縣有牛、元国有牛貸付台帳は夫々判然と区分し現金返済分、仔牛返済分も台帳を同様区分し置く必要を認む。

(ニ) 課員名簿、収入経理簿の作製も事務処理上必要と認む。

(ホ) 許可認可処理は少し迅速処理の必要を認む。
蚕 糸 課 昭和二十四年十二月十二日 監査
監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

一、事務の執行状況

(1) 本縣に於ける蚕糸業は戦時中著しく衰微したが終戦後これが復興対策により稍々盛り返したとは謂え本年産繭量は戦前の一割に過ぎない状態である。試みに本年度の状況は

| | |
|---------|----------|
| 養 蚕 戸 数 | 八、八六九戸 |
| 桑園植付面積数 | 約二、二〇〇町歩 |
| 産 繭 量 | 約 二〇万貫 |

であつてこれを戦前に比較すれば微々たるものである、しかし價格統制の全面的撤廃と農家経営の必要等からして今日漸次復興の兆も見えだしたので本縣蚕糸業の將來に括目して期待するものである。今後急速なる復興に格段の努力を希望致したい。

(2) 蚕糸復興五ヶ年計画に基き鋭意努力していることは一応認められるがこれが完璧を期するには机上の計画やかけ声のみであつてはならない。現在の第一線指導陣容を強化し先づ蚕養組合活動の活性化を図る必要がある。今後に於ける組合の育成指導に万全

を期し本計画完遂に一層努力を傾倒すべきを認む。

(3) 縣下四ヶ所に蚕業指導所を設置して蚕業技術の末端滲透を図つているが猶指導所の監督指導の薄い感がある。例へば年一回事業功程表を徴しているが未だ二十三年度分も纏めていない状況である。かゝる功程表は爾後報告に陥り易くこれを蚕期的定期に報告を徴すると共に技術指導機関として業績を挙げしめる様督励すべきである。

又指導所未設置一ヶ所(岩美、日野郡)あるが將來の蚕糸業振興施策と相俟つて急速設置することが必要と認む。

(4) 最近養蚕家と製糸業者間に産繭の抜買い争奪を起し又將來激増する傾向にあることは注視すべきであるので各養蚕連との密接なる連繫を図り養蚕家の指導に万全を期し遺憾なきよう善処すべきである。

(5) 本縣に於ける産繭処理状況は現在郡是製糸倉吉工場日本レイヨン米子工場の二工場であつて原料繭である生繭は此等の工場に全部充当するも尙三万貫余

は縣外に移出の状況であるので本縣蚕糸業振興の爲め縣内消化を図るべき指導が必要である。又蚕糸復興五ヶ年計画により逐次産繭も増加するものと予想せらるゝので生繭処理について將來に工場誘置策等も必要と考えられるのでこれが対策を講ずべきと認められる。

(6) 各種施策と相俟つて蚕業復興に拍車をかけているが従來の養蚕家は既征に於ける養蚕業の盛衰から幾度かの苦境に立たされ居り統制撤廃後の今日に於ても將來の見透し困難の爲め日和り見のあつて未だその去就に迷つているのが現実のようである。かゝる養蚕家を再起せしむるには今一段の助成措置が必要と認められるが本年度助成費は僅か、八十四万円に過ぎない状態である今後縣当局の配意が必要である。

(7) 職員は課長以下二十二名でその内八名は各蚕業技術指導所兼務のようであるが業務の特殊性からして此等技術者をして第一線指導機関に対し時期的(蚕

00095

期)援助が特に必要と認められる今後遺憾なきよう留意されたい。

(8) 事務の処理状況は概ね良好と認められたが文書の編纂が各係とも区々であるので統一を図るべきである。

農 務 課 昭和二十五年一月十六日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

一、事務の執行状況

(1) 当課は試験研究機関及農業関係諸委員会等の執行機関とタイアップして本縣農業振興と農家経済安定の爲めに各般の施策を実施し遂次成果を収めつゝあることは一応認められるも、しかし現下内外経済情勢の変革と食糧事情の好轉に伴い農業経営の轉換期に直面している今日これに対応する農業生産綜合計画樹立を急務とし又管農の改革を断行以つて縣下農家の窮境打開に努めることが焦眉の急と謂うべきである。而して現在の執行状況は稍々緩慢の嫌が見受

けられるにつき強力に急施の要があるものと認む。

(2) 農業生産綜合計画を樹立すると共にその実施が今後の本縣農業経営方針を決定付けるものであつてこれが基本調査事項である立地条件の調査、地方調査、農業実態調査、農家経済及農業生産費調査等も早急に実施し以つてそのなす処を明かにすべきである。

(3) 管農改善については右諸調査と併行して適地適作を基調とする種子の優良品種造成と大量頒布を爲して優良品種作物増産技術指導と作付奨励をすると共に共同作業による生産費の一部低減を図ることも又重要事項である。

現在試験研究対照として農事試験場に於いて限られたる原種圃、採種圃により優良品種を造成しているが頒布状況も極めて少量なる爲めその成績は遅々として居りさしたる効果を挙げ得られないのが現状である。

(4) 轉換期に直面せる今日の農業経営実態を科学的に調査研究し農業経営の改善に資する爲め明年度より

すべきものと認む。

(6) 昭和二十二年年度迄実施されて來た農村経済更生運動は昭和二十三年度以降現在迄中止されているが国内経済情勢特に昨今の農村経済事情下に於いてこれが急速に採り上げるべきで農作物の生産費低減、技術改良、農村工業の振興、災害補償、副業の奨励等一連の農業合理化経営とマッチして農村経済の更生運動に着手すべき時期は既に到来しているものと謂わなければならない。即ち客觀的情勢下に於ける農村疲弊の傾向は漸次深刻となりつゝある機恐らく国内に於いても考究され居るものと思考するも縣独自の立場において具体的方策を樹て急速に対処する要を認む。

(7) 縣下十七地区に地区農業改良委員会を設け農業改良普及員七十八名を配し駐在地に於ける立地的経済的條件に適合した近代農業技術普及及発達と文化向上の爲に受持町村を巡回指導せしめて居るが平均二ヶ町村を担当しているのでその徹底を欠く憾みがある。

00097

実施予定となつて居る農事試験場の拡充強化による綜合的農業試験研究機関とすることは誠に機を得たものとして歓迎するものであるが更に有畜農業或いは多角的管農等の観点からして大小家畜を大量飼育し畜力利用による理想的綜合的農業試験、研究機関として発足せしめることはあながち無意義ではないと思う。

(5) 農村工業はその諮問機関として振興委員会を設置され国及縣の基幹工場を各三ヶ所に設置し(大山農産加工、伯耆酪農、倉吉縣販連製粉所)各町村農業協同組合技術員の養成に當つて居るが未だ一般農村工業担当者として普及する迄には至つていないので一層計画的に縣下各農村に普及利用され得る程度に推進せしめるべきものと認む、尙小規模工業も現在岩美郡福部村のラツキョ、筍或いは東伯郡山守村のワサビ溝口町の椎茸加工等小規模工業、町村として十ヶ町村を指定し指導奨励して居る様であるが今後は縣下各農村に於ける農業生産物の加工を指導奨励して移出を爲し農村経済安定の一方案とする様配慮

00093

り又總体的に見て學識經驗又年令において一般農家より輕視される傾向にあるので再訓練の必要を認めると共に採用に際しても嚴選し又配置も適材適所主義を探り情実を排除すべきである。尙現在人員の不足分は国より三十二名の定員増加を受ける様であるが現在の給与水準は他の夫れに比し低額と見られるにつき質的向上と相俟ち優遇すべきである。何れにしても農業普及員は農業者の先導者となり將亦良き相談相手とならなければならぬのでこれ等の点篤と検討することが必要であろう。

(8) 農業災害補償は現在共済保險組合一八九組合が設置され国庫より事務費補助(三分の二額)九百六十三万円を助成交付されている外縣費を以つて事務職員費補助として組合当り二千円を補助しその運営は概ね円滑に行はれている様である。又縣下各郡に簡易家畜診療所が設立され家畜保險制度を採用して家畜の疾病又は斃死による損害補償を爲し農家不慮の災厄に対処している、その他縣独自の構想施策とし

て積極的災害防除の一環として縣農業共済組合に対し動力噴霧器、動力煙霧器を貸与し病虫害防除の方策を探り効果を挙げているが、しかし縣下耕地面積から見ると今現在の災況では九牛の一毛にすぎざる感が深いので今後は機動的な規模の下に病虫害防除対策を画することが必要である。

(9) 縣下農産物殊に青果物販売斡旋の爲め大阪に商務吏員を駐在せしめ好績を収めているが今後の農産物競売場裡にあつては販路拡張と高値販売の見地に立ち九州方面への販路開拓も必要と認め門司にも大阪同様の駐在員設置を考究される様であるが眞に結構と思考されるので、その實現を期待致したい。

(10) 現在青果物指導員二名が食糧課に所屬されている様であるが従來と異り青果物の統制が撤廃されている今日において猶食糧課に所屬せしむることは甚敷い矛盾と謂うべきである速急配置轉換せしむべきものと認む。

(11) 事務処理について次の事項につき今後注意を要す

るものと認む。

(1) 農業共済組合設立或いは定款變更認可申請に際しその処理に稍々遅延のものが見受けられたので迅速処理の要を認む。

(2) 国庫補助稟請は時機を失せず措置することに留意すべきものと認む。

(3) 国庫補助金交付指令書が係員の手許に編綴され関係者及上司へ廻覽されていない。

(4) 予算令達書も概ね同様につき廻覽すべきである。その他事務処理に際し重点台議をして不要箇所

の合議は省き以つて迅速処理に留意すべきである。書類の編纂が粗略であり書類代決の秩序がつかないなどの留意を望む。

食糧課

昭和二十五年一月十六日監査

監査委員 倉 繁 良 逸
同 保木本徳 太郎

一、事務の執行狀況

(1) 昭和二十三年産米は農家の理解と關係当事者の努

力により割当量に対し一〇四、三%の供出を完遂し又二十四年産米については事前割当量三二七、四二八石(内補正量一九、四〇〇石)に対し目下一月末を目前として供米完納促進に日夜全力を挙げ努力を続けているが一面災害による補正割当並免責措置等の關係で地区により一時その速度を鈍らせているが大體納期迄には割当量を完遂する見透しあるものと認められた。

(2) 本年産米は農家の自主的供出により着々実績を挙げているが中には割当責任上相等量の保有米に喰込み供出した向もあるように聞くが、かかる場合農家の還元米については充分なる折衝を重ね將來に於ける供出意欲を減退せしめないよう格段の措置を必要と認める。又これらと關連する保有人口の把握及免責措置のなされていないこと等が兎角自主的供出の障害となつて居る様であるから万全なる措置により今後遺憾なきを期せられたる。

(3) 飲食営業再開に伴い主要食糧の不正取引防止に努

00093

00100

め合理的規整を図ることは現下の食糧事情として当然なことであり尙民事部からの強硬なる指示もあるので一層食糧配給秩序を維持し違反行為の未然防止に万全を期されたい。

(4) 従来本縣の農地面積は中央の調査面積と相当喰違を生じている關係上総耕地面積による割当に於いて過大の割当を受け爲に農家の自主的供出に悪影響を与へてゐるようである。随而耕地面積の実態を把握するため水田の一筆調査をなし公正なる割当基礎の確立が是非必要となつて来る、偶々本課も本調査実施を計画中の様であるが、これは今後農業経営の基本をなすものであり又絶對的供出数量を確立する上に於いて緊急且重要調査につき万難を排して断行する必要を認む。尙本縣の反当收量についても他縣との比較による科学的適正資料蒐集により従前の不合理割当是正を求め供出の円滑化を図るべきである。

(5) 現在蔬菜及青果物は飽和生産状態にあるので品質の改良と販路の拡充が必要となつて來てゐるが統制

撤廢された今日蔬菜及青果物指導獎勵事務は農務課所管とし当課は主食の割当供出事務に専念すべきものと認む。即ち計画生産と品質改良を図り又農業経営と密接なる関連の許に指導獎勵施策を要する観点からして農務課へ移管すべきである。

(6) 甘藷キュアリング貯藏庫の普及に當つてゐるが甘藷のみならず將來に於ける農作物の時期的貯藏庫も必要と認められる、今後の普及獎勵について一層の努力を希望する。

(7) 職員は課長以下二十三名(定員内)で主要食糧割当供出、其の他の重要行政に當つてゐるが特に食糧問題については民事部からの要請もあり現陣容では過重のよりに認める。

(8) 事務の処理状況は概ね良好なるも文書の編纂に各係が夫々区々であるので課内統一を図り整理すべきものと認む。

00101

林 務 課

昭和二十五年一月十七日監査

監査委員 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

一、事務の執行狀況

(1) 林業縣である本縣の林野行政は治山治水に造林に林道開発に林産物獎勵に各々その進捗が図られつゝあるが戦時中の荒廢せる山林、林野は行政担当者の努力にも不拘経費面に制約され未だ復旧の域に達していない殊に造林は一朝一夕にその効を見ることは至難につき百年の計を図る上に於いて万難を排してその対策を樹てることが必要であらう。

(2) 一般補助造林は本省に於ける年間目標二千五百五十町歩に対し本縣二十四年度計画目標一千五百五十町歩でありこれが目標は完遂の見込の様だが何分にも本事業は山林家の自由意志によるものであり補助も五割補助で又地元寄附を要する爲 兎角意氣粗衷せしめ実現に困難を伴う様である。当事者の積極的指導と援助が特に必要と認む。

(3) 縣有林の九百三町歩も後十ヶ年位で伐採期に到達するのに入費の財源として一部主伐払下げされつゝあることは甚だ惜しいことである。こゝ暫くの入費は縣費で賄ひ十年後に授かる収益を挙げしめることに留意すべきであらう。

(4) 縣行造林三二七町歩の補植も手入費が余り見られず造林成績も余り芳しくなくこの荒廢した状況では一般模範たるべき縣行造林の体面上にもかゝるの地上権設定を解除するが得策との悲觀論さへある現状から考へるときこれが対策に慎重考慮を加うべきものと認む。

(5) 一般造林事業は縣の義務負担額の財源が起債となつてゐるのに起債時機が遅いので植栽適期を失し事業執行上の隘路となつてゐる状況のようであるが起債の見透しの場合には純縣費の立替支出を考慮すべきである。

(6) 林業縣である本縣に於いて高校林業教育は概して低調と思考される実業科高校及び山村中学校には林

業科の設置を奨励し林業教育の徹底が望ましい。

(7) 本縣の苗圃及採種事業は良好でその功績を挙げつゝあることは欣しいことであるが二十五年から国庫補助が打切りとなる模様につきこの成績を低下せしめない様技術的にも財政的にもあらゆる対策を考慮すべきである。

(8) 民有林野は戦時中よりの荒廢未だ復旧せず治山治水に障害を与えていることは大なる事実であるが政府は逸早くこれに着目し昭和二十二年以降施業五ヶ年計画(半額国庫補助)を実施している。本縣の場合昭和二十三年度約三五、〇〇〇町歩、二十四年度約七〇、〇〇〇町歩を完遂している様であるが申すまでもなく本事業は林務行政の基盤を爲すもので当面の執行機關である森林組合の活動を促し積極的に事業の完遂を期すべきである。只問題はこれ等の組合或いは山林所有者に対し経済的援助の如何に懸つてゐる様であるので本縣將來の林業盛衰を左右するものとして大きく採り上げなければならない問題

であらう。

(9) 国立公園大山地域内の施設は甚だ貧弱である。本年度一百二十万円の予算を見積られ管理事務所、山小屋、博労座等の施設の買収或いは建設を目標にしていることは結構であるが来る第六回国体山岳部会を誘致する等縣外人への宣傳に今後一層力を入れ施設の充実を図るべきであらう。

(10) 木炭の配給統制は政府より府縣知事に一任以來段階價格統制廢止とこれ等に原因する生産意欲の低下により需給面に円滑を欠いた点が見受けられた、しかし本年は概ね暖冬の關係で大なる支障は見られなかつたようであるが、昨年末は縣外移出が過大に失した爲め不手際だつた点は否めない処である。今後需給調整に一段の配意が必要と認む。

(11) 木炭は近く全面的に統制撤廢される見透しのようであるが左記事項は是非実施に移し統制撤廢後の措置に万全を期されたい。

(1) 製炭技術指導員の養成

(甲) 木炭倉庫建設奨励

(乙) 改良窯構築奨励

(二) 木炭検査員の質的向上

(12) 本縣総面積の七〇%を持つ林野の林産資源は実に豊富であるが奥地に於ける木材搬出は地勢上甚だ困難を極めてゐる状況である。從來特に戦時中は木材の搬出は主として里山に限られ奥山の林産には手をつけず眠つた儘であるので今後は奥地林道を開發し搬出の利便を図り以つて本縣林産物の増産に格段の努力を望む。従つて右施策により本縣木炭の品質向上と生産量の増大を図り縣内外の販路拡充を図るべきである。

(13) 本縣林産物の販路拡充は本縣農水産物と共に重要課題にして今後市場における自由経済競争場裡においてその要を特に認めるものである。大阪の物産幹旋所の一環としても本幹旋所に担当係員を駐在せしめる等考慮し農水産物と共に林産物の販売幹旋商況速報等に当らしめることが必要と認める。

(14) 事務の処理状況は概ね良好と認めたが薪炭縣外移出許可事項にして營業關係以外の願出のもの譬へば旅行縣外轉出又は縣外病院入院用等の爲めの許可は迅速に処理すべきである。

水産業 昭和二十五年一月十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 本 本 徳 太 郎

一、事務の執行状況

(1) 昭和二十四年中漁獲高は生産目標高四百万貫に対し各種資材入手困難にも拘らず各業者の協力を得て目標額より二万五千貫突破し好成績を挙げていることは結構でありその労を多とする。

右漁獲高四百二十五千余貫中縣内配給割当一百九十九万三千貫、縣外出荷は一百十七万四千余貫で残りは統制品外のものとなつてゐる。

(2) 水産物集荷及配給は逐次統制が緩和され現在鮮魚十八品目、加工水産物四品目実施されているが特に配給の円滑化に留意し横流し防止に遺憾なきよう一

層の努力を望む。

(3) 水産加工品の検査は縣下三地区の専任職員により検査されているが今後統制の緩和に伴い未検査品の市場出現が多分にあるものと危惧されるので今後は中毒事件等起きぬよう一層検査の厳格を期するよう留意されたい。

(4) 縣下漁船の登録総数は

動力漁船 一、一〇四隻 総噸数 九、二二三噸
無動力漁船 四、二九〇隻

であつて従來漁業は無動力漁船の沿岸漁業が主であり機動船による沖合漁業の開発に立ち遅れの憾がある。將來の本縣漁業振興を図るためには機船の建造或いは現在の無動力和船の綜合々噸等して海洋資源の開発施策が必要と認められる。特に機船による底曳漁業は二十四年收穫量の七割を示して居る状況から見てこれが動力船による限界海洋内に於ける新漁場の開拓によつて本縣水産業を振興せしめる必要があると思はれるので今後の奨励指導について一層の

努力を希望する。

(5) 漁業協同組合の設立状況は現在一連合会並に四十四單位組合と二加工組合が設立されているがこれ等組合は小規模且弱体の面が窺れるので將來これら組合の健全なる發展を図るには当課の積極的なる指導が特に必要と認められるので今後の指導について格段の努力を払うべきである。

(6) 漁業区域拡張問題については目下暫定措置として

決められているが特に本問題は業者の蒙る打撃は大きく死活の問題である又延いては本縣水産業振興策に大なる障害となるので当初の要求貫徹に積極的運動が必要と認められるので關係方面並に各種団体等の援助を得て今後これが獲得に一層努力を要望する。

(7) 水産試験場獨立庁舎の新設されたるも設備内容は到つて不十分である。設備の充実に共に陣容の強化を図る必要を認める。

本場の活躍如何は本縣水産業を左右するものにつき一層の充実活動を希望する。

(8) 職員定員は三十八名であるがこの内四名は定数條例により他の課に喰込まれている關係上三十四名である。曩に水産試験場監査の際にも指摘した如く人事の適正を欠くので善処を認む。

尙逐次生鮮水産物統制緩和に伴い課内人事の適正適配置が必要と認められるので今後第一線試験研究機關に對し優秀人材の配置を希望する。

(9) 事務の処理状況は概ね良好と認めたが左の点留意されたい。

(イ) 生鮮水産物登録手数料約二十五万円の調定事務

一、職員の内用分限待遇勤惰健康勤続年数出張勤務状況

| 課名 | 職員数 | 今年均平 | 本俸平均額 | 公務勤務平均年数 | 二十三年度出張日数 | 勤務状況 | | 超過勤務状況 | | 健康状態 | | |
|-----|-----|------|-------|----------|-----------|-------|-----------|--------|-----|------|---|---|
| | | | | | | 二十三年度 | 二十四年一月~八月 | 延一ヶ月 | 延一日 | 強 | 健 | 弱 |
| 畜産課 | 三九二 | 八 | 四、八八三 | 五、六 | 三、三二五 | 三〇 | 八四五 | 一八 | 一 | 三九 | 一 | 一 |
| 蚕糸課 | 二二二 | 六、九 | 六、〇一六 | 二、五 | 一、二二二 | 五六 | 九一五 | 二五 | 一九 | 二 | 一 | 一 |
| 農務課 | 一〇六 | 三、四 | 四、八二三 | 八、六 | 三、五〇五 | 一三四 | 一一六 | 二五 | 九一 | 一一 | 一 | 一 |
| 食糧課 | 二二二 | 九 | 五、二七六 | 一〇、八 | 四七一 | 一一二 | 一、九三〇 | 五三 | 二二 | 一 | 一 | 一 |
| 林務課 | 五八三 | 一 | 五、〇三八 | 八、二 | 三六、四七三 | 四七一 | 一、一三〇 | 一一三 | 二二 | 四八 | 一 | 一 |
| 水産課 | 三四三 | 一、三 | 四、六二二 | 五、九 | 一、三四八 | 九九 | 五三 | 一〇 | 四 | 三〇 | 一 | 一 |

が遅れている關係で收納されていない至急手続を了し收納すべきである。

(註) 二月中に收納済の様である。

(イ) 漁港修築並丸建造費等の充當財源である寄附金が予算額に比して一百四十七万余円收納されていないが收納の迅速化が必要である。

(イ) 各種認可許可事務に於て本省並海運局等進達するものがあるが此れが遅々としている状況であるので迅速に処理を講ずべきである。

二、事務の処理関係事項の連絡調整法規帳簿文書の整理状況

| 課名 | 監査事項 | 事務の執行状況 | 受発文書の取扱状況 | 許可認可の処理状況 | 法規令規の整理状況 | 諸帳簿の整理状況 | 文書の保存状況 | 備考 |
|-----|------|---------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|----|
| 畜産課 | 不 | 良 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 蚕糸課 | 不 | 良 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 農務課 | 不 | 良 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 食糧課 | 稍 | 良 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 林務課 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 水産課 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |

三、予算の経理及決算の状況並物品出納保管状況

| 課名 | 監査事項 | 経理は全体を通じて適正か | 予算額に對し決算額増減は | 予算流用は適正か | 経理簿記帳の整理状況 | 物品出納保管の処理状況 | 物品整理簿の備付及交付簿の | 配給物資又は資材の出納状況 |
|-----|------|--------------|--------------|----------|------------|-------------|---------------|---------------|
| 畜産課 | 適 | 適 | 正 | 同 | 同 | 同 | 有 | 適 |
| 蚕糸課 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 無 | 同 |
| 農務課 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 無 | 同 |
| 食糧課 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 無 | 同 |
| 林務課 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 無 | 同 |
| 水産課 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 有 | 同 |

四、窓口事務処理状況

| 課名 | 受発文書件数 | | 許可認可件数 | | 窓口応接状況 | |
|-----|--------|-------|--------|-----|--------------|----|
| | 二十三年度 | 月平均 | 二十三年度 | 月平均 | 最近一ヶ月間公務外來者数 | 平均 |
| 畜産課 | 八四九 | 七一 | 二八 | 二八 | 一八一 | 六 |
| 蚕糸課 | 九八 | 八 | 一三 | 一三 | 五九 | 二 |
| 農務課 | 三、九七六 | 三三〇五、 | 三二七 | 三二七 | 四一八 | 一四 |
| 食糧課 | 四二五 | 一〇六 | 四一八 | 四一八 | 二一五 | 一八 |
| 林務課 | 五五六二 | 四六四 | 六六二 | 六六二 | 二四四 | 〇 |
| 水産課 | 一、三二六 | 一一〇 | 八九二 | 八九二 | 三八二 | 二 |

鳥取縣監査公告第三十二号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十三年度及二十四年度倉吉保健所並縣立蚕業試験場の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年三月二十九日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
 同 保木 本 徳 太 郎
 同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸
 監査を執行した所 執行年月日
 倉吉保健所 昭和二十五年一月二十八日
 蚕業試験場 同年 一月二十八日
 倉吉保健所 昭和二十五年一月二十八日監査

一、事務の執行状況
 本所各般の事務の執行状況は大体良好であり特筆すべ

きは保健所本來の業務である検診及相談の執行に当り当地区医師会の全面的協力を得て成果を挙げていることである。

殊に出張集團検診実施の際地元医師の無料診断等応援を受けていることは誠に欣しい事である。

次に主なる所管業務について見ると概ね次の通りである。

(1) 衛生教育

余り経費は見られていないが特に衛生教育実施に必要な巡回旅費が不足の爲め活潑な活動がなされていない。本年度に実施された講習会一六回、講演会一九回、展覧会三回延三十八回であるが縣下隨一の廣い管内を担当する本所としては低調と謂うべきである。

(2) 公衆衛生看護事業

届出、集團検診等により発見されたる患者に対し保健婦を派遣し治療又は衛生保健上の相談、指導を行つてゐるが現在迄に約一千件を数えている。從來治

療に當つてゐる開業医との連絡が充分でなかつた關係もあり兎角悶着が起り勝ちの様であつたが現在では概ね円滑になり漸次好果を挙げているのは結構である。

(3) 結核予防事業結核患者の続発の傾向にあるのでこれが予防に重点を置き集團検診を爲しレントゲン撮影にツベルクリン反応検査に又必要に応じては予防ワクチンBCGの接種を爲しているがその中最も必要なツベルクリン薬液が本所には極めて少量なる爲め充分なる予防に困難を生ぜしめてゐる。これは絶對生産量の不足と検定の遅延等が原因なるも縣当局の割当配給に於いても適正を期す必要がある。

(4) 傳染病予防事業

管内全町村四十二ヶ町村中隔離病舎の無いもの二十ヶ町村(使用に堪えないものも相当数ある)と無医村十一ヶ町村あり、他管内の夫れに比する場合予防施設が劣つて居り傳染病發生の際は憂慮すべきものがある。予防対策として時期的に接種を行はせてい

るも無医村の解消と隔離病舎の設立を町村当局に懇願し傳染予防の万全を図る要を認める。

(5) 環境衛生

飲食営業許可の際は開業医の健康診断によることとなつてゐるがこれが軽視され易い爲め更に保健所に於いて診断してゐる様である。これは良心的な措置として結構と認む。併し絶對的強制的診断は弊害を伴う点も考えられるので了解の許にこれを行うべきである。尙保健所の診断を要することの條例設定方希望もある様であるが未だ考究の余地があるものと認む。

(6) 医療社会事業

本事業は未だ一般に周知徹底してないので市町村当局、民生委員等を通じ社会保健上本事業の恩恵に浴さしめる様配意を希望する。

(7) 職員の数と配置

薬剤師及榮養師各一名保健婦三名が欠員となつてゐることは保健所運営上欠陥を來すので急速充足せし

(8) 経理其の他事務の処理狀況
大体に於いて良好と認められたが左記の点注意を要するものと認めた。

(イ) 保健所使用料にして国民健康保険加入者分は半額受入れこれを一時手許に保管し一、二ヶ月後残半額入金の際正規に調定収入手続を爲し居るも使用料決定の都度調定収入の措置を爲すべきである。

(ロ) 使用料等の収入現金も現金出納簿へ出納記帳すべきである。

(ハ) 狂犬病予防接種は法に定める所により願書(取扱上簡便のものにて可)により調定収入すべきものと認む。

(ニ) 医師、齒科医師、助産婦等の台帳は所定の様式

00119

に随い管内分のもは整備せしめて置くを至当と認む。

(外) 昭和二十四年一月以降の所要藥品出納の記帳がしてないのは甚だ遺憾である、出納を明確にして置くべきである。又市町村及学校等への幹旋藥品及受入代金にして未整理のものがあるので余剰藥品は返付し又未払代金は支払を了する等夫々速急整理すべきである。

蚕業試験場 昭和二十五年一月二十八日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 保木本 徳 太郎

一、事務の執行状況

(1) 本場に於ける各種試験並研究調査等は相当の効果を挙げているがその貴重なる結果が多いにも拘らず一般養蚕家に活用さるゝ迄に到っていない面が多いので、今後本場を養蚕家と直結した試験研究機関として十分活躍されることの要を認む。

(2) 本年度新に大山原野開拓地に於ける屋外養蚕に關

する試験或は一般電氣利用による桑苗簡易育成法の試験等を行いその結果に於いて好成绩を確認されていることは、本縣蚕業振興のため同慶に堪えない。將來更にこれら試験研究に一層の奮起を希望する。

(3) 最近の蚕品種は蚕糸類統制撤廃により既に数十種の新品種を算する状態であり又將來製糸業者自らの固有奨励品種が相当統出するものと予想せられ養蚕家に於いても將來これら品種の選定に困難するものではないかと思はれる。出來得れば本場施設を利用して本縣氣候風土に適合した改良品種を製造しこれを奨励することも考えられる、今後の考究を望む。

(4) 本場は養蚕家に対し蚕業技術の生きた模範を示さなければならぬが、特に蚕作桑園等蚕品種毎の飼育状況反当收購量給与桑量等の総合的各統計さえも作製していないことは甚だ遺憾に思う。試験研究結果により得たる資料を一般養蚕家に迅速に聞知普及宣傳して養蚕技術の改良或いは専門的智識を啓発することが肝要で飽く迄も業者技術の指針でなくては

00111

ならない、今後善処を望む。

(5) 養蚕の根幹は桑園の経営管理であつて多角経営化を叫ばれる今日自給自足による肥培管理が必要であることは論を俟たないところであるが、特に桑園間作に於いて各種試験も行つているが農事試験場及国立蚕業試験場綾部支場との試験交換或いは共同研究等間作技術の導入により桑園管理の工夫の必要を認める。尙本場桑園の肥培管理は余り良い成績を収めていないので今後の管理に完璧を期すべきである。

(6) 縣下桑園は殆んど縣外輸入に依存している現状であるが、昨年度より桑苗及実生苗の縣内生産配布を行い本年度は更に増産計画を拡充し縣費三百十五万円を以つて桑苗五十万本、実生苗二百万本を生産されその育成状況も良好であり且亦予定数以上の生産見透しのついたことは結構である。しかし需要面は尙不足の実情であるので將來の養蚕経営の合理化を図るため各養蚕連等指導督励し或は生産技術普及講習会等を催し増産対策を樹てる等縣内自給自足の域

に達せしめる要を認む。

(7) 從來蠶蛆病により被害を被つてゐることは周知の通りであるがこれが徹底的予防驅除を期するため新に赤蠶苗による驅除を縣下一齊に実施すべく計画し明年度予算を要求中の模様だが蚕作を左右するものとして注視すべきでこれが実施經費につき縣当局の考慮を望む。

(8) 本年度本場の補強工事として三十二万五千余円を以つて実施されているが猶内部設備に相当破損箇所が見受けられるので試験研究機関として業務完遂上これが修理の必要を認む。

(9) 職員は定員十六名で一名缺員を生じているが特に一般職員に比し技術職員の弱体の憾がある、今後技術面の人容の強化が必要と認められる。

(10) 事務の処理状況は概ね良好と認むるも左の点留意されたい。

(1) 支出予算中簡檢定手数料に赤字支出をしているが至急予算的措施を講ずべきである。

